

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

| 資料番号 | 2 | 担当課 | 市町振興課 | | |
|--|----------|------|---------|---------|----------------------|
| 法令名 | 地方自治法施行令 | 根拠条項 | 第 121 条 | 許認可等の内容 | 選挙管理委員の解職請求代表者証明書の交付 |
| <p>○地方自治法</p> <p>〔役員の解職請求とその処置〕</p> <p><u>第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。</u></p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）」と読み替えるものとする。</p> | | | | | |

○地方自治法施行令

〔請求代表者の証明〕

第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

③ 第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に条例制定又は改廃請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

⑤ 第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

〔条例の制定又は改廃請求書等の調製〕

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

〔役員~~の~~解職の請求〕

第二百一十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------|-----------------------|--|
| 第九十一条第三項から第五項まで | 地方自治法第七十四条第六項各号 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号 |
| 第九十二条第一項 | 地方自治法第七十四条第一項 | 地方自治法第八十六条第一項 |
| 第九十二条第三項及び第四項 | 地方自治法第七十四条第七項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項 |
| 第九十四条第一項 | 地方自治法第七十四条第五項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項 |
| | 五十分の一 | 三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） |
| 第九十五条の二 | 地方自治法第七十四条の二第一項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項 |
| 第九十五条の三 | 地方自治法第七十四条の二第五項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項 |
| 第九十五条の四 | 地方自治法第七十四条の二第六項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項 |
| 第九十六条第一項 | 地方自治法第七十四条第一項 | 地方自治法第八十六条第一項 |
| | 同法第七十四条の二第六項 | 同条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項 |
| | 同法第七十四条第五項 | 同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項 |
| | 五十分の一 | 三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） |
| 第九十六条第二項 | 地方自治法第七十四条の二第十項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項 |
| 第九十七条第一項 | 地方自治法第七十四条第五項 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項 |
| | 五十分の一 | 三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） |
| 第九十八条第二項 | 地方自治法第七十四条第三項 | 地方自治法第八十六条第三項 |
| 第九十八条の三第一項 | 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三 | 地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三 |
| | 同法第七十四条の二第十項 | 同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項 |

○地方自治法施行規則

〔解職請求書等の様式〕

第十二条 普通地方公共団体及び特別区の議会の議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審査録及び解職請求署名収集証明書は、第九条第一項の別記様式の例によるものとする。